

# パートタイマー、有期雇用労働者の 労務管理のポイント

～無期転換ルール、労働条件の明示、同一労働同一賃金の内容を再確認～

令和2年4月よりパートタイム・有期雇用労働法が施行、令和3年4月からは中小企業にも適用され、いわゆる「同一労働同一賃金」がスタートしました。また、労働基準法施行規則等が改正され、来年4月より労働条件明示のルールが変更となります。中でも有期労働契約に係る更新上限に関する事項、無期転換に関する事項などが追加されることとなりました。

このような中、厚生労働省が策定した「令和5年度地方労働行政運営方針」には「非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を強力に推し進めていく必要がある。」「無期転換ルールについて、労使双方に対する認知度向上のため、制度の更なる周知が必要である。」旨盛り込まれました。来年度においても引き続き重点方針として定められることも考えられます。

そこで今回は来年からの変更点も含めパートタイマー、有期雇用労働者の労務管理に取組むにあたり、そのポイントについて解説いたします。

## CONTENTS

1. 無期転換ルールの概要
2. 令和6年4月～ 労働条件明示の新ルール
3. 「同一労働同一賃金」の概要と判例、実務上のポイント  
(正社員への転換推進義務についての説明を含む)
4. 終わりに

開催日時	令和6年1月25日(木) 14時00分～16時00分	
会場	経協会館3階ホール(新潟県経営者協会)新潟市中央区川岸町1-47-3	
講師	大橋行政労務管理事務所 社会保険労務士 大橋 淑人 氏	
定員	60名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)	
受講料	会員	無料 (3名以上は1名につき 2,200円(消費税込)を当日現金で申し受けます。)
	会員外	1名 2,200円(消費税込) (当日現金で申し受けます。)

申込方法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ ( <a href="https://www.niigata-keikyo.jp">https://www.niigata-keikyo.jp</a> ) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	令和6年1月18日(木)
備考	<u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場（陸上競技場、新潟市役所等） をご利用ください。</u>
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (1 / 25)

会社名	
所在地	(〒 )
ご担当者	お名前 所属・役職
連絡先	TEL: FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。